

改正派遣法に基づくマージン率等の情報提供

株式会社 九州ダイケン

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項に基づき
下記の情報を提供します。

(対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日)

派遣労働者の数	96人
派遣先の数	3社
マージン率	35.1%
派遣料金の平均額	11,577 円 （1日8時間当たりの額）
派遣労働者の賃金の平均額	7,514 円 （1日8時間当たりの額）
教育関連に関する事項	入社時教育・技術研修・資格教育・リーダー育成研修
その他	マージン率には以下が含まれます。 ・ 社会保険料 （雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料など会社負担分） ・ 一般管理費 （管理人件費、賃貸料、通信費など） ・ 現場運営費 （研修費、募集費、制服代など） ・ 営業利益

